

れます。

大規模災害等の緊急時には、被災地の早期復旧・復興や環境保全の確保等の観点から、県や被災自治体の要請等により、最大限の受入処理や現地での収集支援を行います。

また、本市と福岡市、熊本市の九州3政令指定都市は、いずれかの市域において大規模な災害が発生した場合に、自主的な支援により相互に協力する「災害廃棄物の処理における相互支援に関する協定」を締結しています。

（８）適正処理の推進と安全・安心の確保

廃棄物処理事業は、日々の市民生活を支える上で必要不可欠な社会インフラであり、安定的に継続することが求められています。そのためには、不用品を違法に回収する無許可業者の取締りの強化による不適正処理の防止や、有害物を含むものや火災事故の原因となるおそれのあるものへの適切な対応が必要です。

また非常時においても、安全かつ安定的な廃棄物処理事業を継続できる体制を確保しておくことが重要です。

１）無許可業者対策

一般廃棄物の収集運搬・処理業を行う場合は、廃棄物処理法上、市の許可が必要ですが、廃家電等を無許可で違法に回収する業者がおり、国内で不法投棄・不適正処理されている事例や、あるいは海外に輸出された後の不適正処理により、環境保全上の支障が生じるおそれがあります。

このような事態を防止するため、本市では、許可を有しない不用品回収業者に対する指導を行い、法に則った適正な廃棄物処理の確保に努めています。

２）水銀・PCBを含む廃棄物の対策

廃棄される水銀使用製品については、水銀汚染防止法において、市町村に適切な回収措置を講じる責務が課せられており、本市においても、これまでも水銀体温計等の拠点回収を実施しており、水銀廃棄物の適正処理に努めています。

また、PCB 廃棄物については、「北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づく取組みを着実に推進します。

３）危険ごみ対策

カセットボンベやスプレー缶、充電式電池などが原因と思われる焼却施設での火災事故が全国的にも発生しており、焼却施設の稼働に大きな影響を及ぼすことを防止する必要があります。

本市では、カセットボンベやスプレー缶などは、必ず使い切ってから捨てるように案内しています。加えて、モバイルバッテリーなどの充電式電池や加熱式たばこ等の充電式電池使用製品などについては、区役所や市民センターを中心とした回収拠点を

整備しており、安全に分別収集できる体制を確保しています。

4) 新しい生活様式等への対応

在宅勤務などの生活様式の変化に伴い、家庭から出るごみのうち厨芥類（生ごみ）や各種容器包装などは増加が見込まれることや、感染症蔓延時には、マスクや医療系廃棄物など感染対策に注意が必要なものが増加することなど、ライフスタイルの変化とともにごみ質・量にも変化が起きました。

このような影響にも適切に対応できるよう、市民に対するごみの出し方の注意や事業者への対策徹底の呼びかけを行うとともに、処理事業を安全に継続できるように努めます。

（9）ごみ処理事業の効率化と市民サービスの向上

収集体制の見直しや新しい技術の活用などにより、ごみ処理経費の削減に努めるとともに、今後も、ごみ処理事業の効率化や市民サービスの向上に努めていきます。

1) ごみ収集業務の効率化

収集体制の見直しや新しい技術の活用などにより、ごみ処理経費の削減に努めるとともに、今後も、ごみ処理事業の効率化や市民サービスの向上に努めていきます。

2) 取組み効果の公表

市民・事業者の協力により、ごみの減量化・資源化が進んだことで、本市のごみ処理量は、減少しています。毎年度、ごみ量などの計画目標の進捗状況や、処理経費を公表するなど、市民の取組みの効果を実感できるように工夫します。

3) 市民サービスの維持・向上

ごみステーションにごみを出すことが困難な高齢者などを対象に、自宅の玄関先でごみを収集する「ふれあい収集」の取組みなど、核家族化・高齢化等の進展に伴う社会的課題の変化に応じたごみ収集を進めます。また、地域の要望などに柔軟に応じたごみステーションの利便性の向上や、防鳥ネットの無償貸与や集積容器の助成によるきめ細かな支援を図ります。

4) ITなどの情報技術の活用

幅広い年代にスマートフォンなどの携帯情報端末が普及していることから、アプリを活用するなど、市民がごみに関する情報にアクセスしやすくするほか、各種 SNS 媒体の活用により、ターゲット層に合わせた情報発信を行います。

また、ごみ収集やごみ処理の効率化、市民サービス向上を推進する観点から、粗大ごみ処理手数料の決済キャッシュレス化など、IT、IoT などの技術の活用を図っていきます。

(10) 産業廃棄物排出量の減量化・適正処理の推進

中国をはじめ、アジア各国で廃プラスチックの輸入・利用規制の厳格化に伴う国内処理量の増大など、産業廃棄物の処理を取り巻く環境が一段と厳しくなっています。

ついては、良好な生活環境の維持や循環型社会の構築のため、監視・指導・啓発などにより、産業廃棄物処理業を継続し、適正な処理を推進していく必要があります。

1) 排出事業者への指導等

排出事業者として主導的な役割を果たすよう、産業廃棄物の発生抑制、減量化、適正な費用負担等について指導を行います。

また、廃棄物処理法に基づく処理基準の遵守、委託契約書の締結、マニフェスト使用の徹底など、委託基準の遵守について指導すると共に、定期的に実態調査を実施し、市域の産業廃棄物の発生及び処理処分状況について把握を行います。

なお、マニフェスト使用に際しては、環境省からの協力依頼に基づき、電子マニフェストの普及拡大に向け、各種講習会等の機会を通じた啓発のほか、公共工事の受注者に対する積極利用を推奨しています。

【排出事業者の役割】

(1) 減量化の推進

① 発生抑制

原材料の選択や生産工程の改善等により、自ら排出する産業廃棄物の発生抑制に努めなければならない。

② リサイクルによる減量化の推進

発生抑制したうえで排出した産業廃棄物については、再使用、再生利用による減量化に努めなければならない。また、円滑なリサイクルの推進のため、グリーン購入等、再生品の利用に努めなければならない。

③ 中間処理による減量化の推進

発生抑制、リサイクルを徹底したうえで排出する産業廃棄物については、最終処分量の削減を図るため、中間処理による減量化に努めなければならない。

(2) 適正処理の推進

産業廃棄物の減量化を推進するとともに、その上で排出する産業廃棄物については、安全かつ適正に処理することが必要なことから、保管、収集運搬及び処分を行う場合、廃棄物処理法に基づく処理基準に従うこと。また、処理を委託する場合、委託契約書の締結、マニフェストの使用等、委託基準を遵守しなければならない。

2) 産業廃棄物処理業者への指導等

産業廃棄物処理業者としての役割を果たすよう、巡回や廃棄物処理法に基づく立入検査を実施し、不適正処理等に対しては、文書による指示や改善命令等により速やか

な是正の指導等を行います。

また、法改正の内容や社会的な関心を集めたテーマなどについて、講習会の開催や各種情報の提供を行い、処理業者の資質向上を図ります。

産業廃棄物処理業者の役割】

（１）適正処理の実施

自己の能力の範囲内で計画的な処理の受託を行うとともに、廃棄物処理法を遵守し、適正な収集運搬、保管及び処分を行わなければならない。

（２）減量化の推進

再生利用や中間処理による減量化の推進に努めなければならない。

（３）適正な施設の維持管理

処理事業を適切かつ確実に行うために、処理施設の維持管理を行うとともに、施設の整備・充実に努めなければならない。

（４）管理体制の整備

産業廃棄物処理業者の社会的責任を認識し、適正かつ計画的な処理、施設の維持管理を行うため、管理体制の充実に努めなければならない。

３）最終処分量の削減

産業廃棄物の有効利用や循環的利用を進め、天然資源投入量を抑制するとともに、最終処分量の削減に努めます。

４）有害使用済機器の保管・処分

平成 29(2017) 年の法改正に伴い、有害使用済機器の保管・処分を業とするものに対して、届出及び処理基準の遵守等を義務付ける制度が新設されました。

本市では、当該届出事業者に対する巡回や立入検査を実施し、法令遵守に係る監視指導を行う他、過去に取扱いがあった届出無し事業者に対しても、火災の発生等、生活環境保全上の支障を生じるおそれがあるため、巡回を行い、監視します。

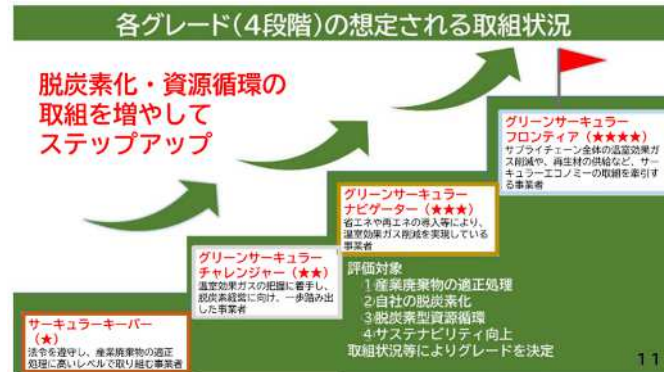
５）処理業者・排出事業者の育成・支援

北九州市では、廃棄物処理法による「優良産廃処理業者認定制度」に加えて、本市独自の優良認定制度を設けて優れた排出事業者と処理業者を認定することにより、減量化、適正処理に貢献する取組みを推奨しています。

令和 7 (2025) 年度には、従来の「北九州市産業廃棄物排出事業者・処理業者優良認定制度」を刷新し、脱炭素型資源循環及びサステナビリティ向上に積極的に取り組む事業者をグレード別に評価・認定する「北九州市脱炭素型資源循環事業者認定制度（愛

称：北九州市グリーンサーキュラー認定制度)」を創設しました。
従来の適正処理に加え、脱炭素化と資源循環を両立する取組がさらに強力に行えるよう、制度面から活性化を促していきます。

【北九州市グリーンサーキュラー認定制度】



6) 北九州 GX 推進コンソーシアム グリーンサーキュラー部会の立ち上げ

本市では、2050 年のカーボンニュートラルの実現に向け、官民による GX（グリーントランスフォーメーション）投資の促進を図るため、令和 5 (2023) 年 12 月に産学官金が一体となった「北九州 GX 推進コンソーシアム」を設立しました。

北九州 GX 推進コンソーシアムでは、GX に資する社会実装事例の創出に向けて取り組むべく、産官学金が連携して「部会」を設けて活動しており、令和 8 (2026) 年度に立ち上げた「グリーン成長とサーキュラーエコノミーに関する検討部会（通称：グリーンサーキュラー部会）」では、産業廃棄物処理業界における資源循環および脱炭素化に向けた具体的な取組の展開を目的として、動静脈産業の連携を推進していきます。

2 循環型社会形成に向けた地域全体の市民環境力の更なる発展

(1) 環境教育・環境学習の推進

本市では、「まちづくりは人づくり」とし、市民が最も重要な財産であると考え、「人財」育成の取組みを進めてきました。具体的には、本市に存する豊かな自然環境、活発な企業活動、様々な環境教育施設、大学、研究機関、国際機関などを活用し、環境ミュージアムを拠点とした環境学習の推進や、環境教育副読本などを活用した学校での環境教育、こどもエコクラブにおける地域活動等、様々な分野・レベルで、環境に関する教育・研究・学習が行われてきました。加えて、環境を切り口として、SDGs が採択される以前より ESD の推進にも努めてきました。

一方で、環境上の課題は刻一刻と変わっていくことから、生涯学習として、幼少期から高齢期に至るまでの教育機会を提供する必要があります。また、SDGs や ESD に代表されるように、環境教育が貧困・平和・福祉などの様々な社会・経済問題と結びつきつつあり、より総合的・統合的な観点からの環境教育や、他分野の教育との連携・統合が求められています。

(参考) ESD (持続可能な開発のための教育)

「Education for Sustainable Development」の略称で、「持続可能な未来や社会づくりのために行動できる人の育成を目的とした教育」のことを言います。

「持続可能な社会」の構築を図るためには、ESD の視点は不可欠です。本市でも、市民・NPO・行政等が連携しながら、環境教育の充実に努め、様々な取組みを進めています。

1) 一貫した環境教育の充実

全ての世代へ環境教育に継続して取り組んでいくとともに、「就学前教育及び学校教育における環境教育」として成長過程にあった教育を推進し、一貫した環境教育の充実に努めます。

①【あらゆる世代】 環境について学び、市民一人ひとりの環境行動を促進

- ・環境について学び、市民一人ひとりの環境行動を促進するため、環境教育・環境学習の総合拠点である「環境ミュージアム」の活用や、環境活動に取り組む団体等が集まり、エコライフを提案する「エコライフステージ」の実施などによる啓発に取り組めます。
- ・市民環境力の強化を図るため、「環境首都検定」を実施し、環境意識のレベルアップや環境に関心を持つ市民の裾野を広げ、環境行動の促進を図ります。
- ・環境ミュージアム、エコタウンセンター、響灘ビオトープ等の環境学習施設や平尾台等の自然フィールド、いのちのたび博物館等での体験型プログラムや、教材等の環境学習プログラム等を通じて、地域特性に応じた環境保全活動・環境体験を推進します。

【環境ミュージアム】



【エコライフステージ】



② 【就学前教育及び学校教育】 成長過程にあった環境教育を推進

- ・市内小学校4年生を対象として環境ミュージアムやエコタウンなどの環境関連施設を活用した体験型学習「SDGs 環境アクティブ・ラーニング」を実施します。
- ・環境マスコットキャラクター「ていたん・ブラックていたん」による市内の保育所・幼稚園での環境教育や、焼却工場の見学を訪れた小学生への環境局職員による出前授業など、様々な場で幼少期から環境教育を進めます。
- ・親子で参加できる環境イベントの実施等を通じて、未就学児や小・中学校の児童・生徒の親などの子育て世代と連携した教育を推進します。
- ・小学校では、SDGsの視点に立った地域教材資料集「わくわく！北九州」を環境教材として活用するとともに、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を実現するための施策や環境教育など、SDGsの視点を踏まえた学校教育を推進していきます。

③その他の取組み

- ・環境教育や学習を推進する役割を担う環境学習サポーターの育成や、こどもたちが身近な環境や自然について友達と一緒に考え行動する環境学習の支援、さらに、古紙回収、公園や河川の清掃など参加者が環境に主体的に関わる体験的な活動を支援します。
- ・市のごみ処理施設において学校や地域の施設見学を受入れるなど、廃棄物の処理に関する市民の理解の促進に努めます。

【保育所・幼稚園での環境教育】



【環境学習サポーター】



2) 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

持続可能な社会の構築を図るため、国連など世界規模で進められている「持続可能な開発のための教育（ESD）」を、北九州 ESD 協議会を中心に、市民・NPO・学校・企業・行政等が連携しながら推進します。同協議会会員による市民センター等での出前講座やチーム活動、市内で開催されるイベントへの出展等を通じて、ESD の普及・推進を図り、次世代を担う人材を育むことで、環境人材の育成に寄与します。

【北九州 ESD 協議会 活動報告会・イベントブース出展】



（2）環境を意識したライフスタイルの見直し

環境問題の解決に向けては、一人ひとりがこれまでのライフスタイルを見直し、日々の生活の中の行動によって、内発的・自立的に、より良い環境・より良い地域づくりを進めていくことが必要となっています。

市民が 3R の取組みによる効果を実感できるよう、ごみ量の推移やごみ処理経費、リサイクルの流れや製品への利用例などについて、様々な媒体を活用して分かりやすく紹介するほか、ごみの出し方や環境に配慮した製品の購入など、市民が取り組むことのできる具体的な行動例を周知・啓発することにより、ライフスタイルの見直しのきっかけとなるよう工夫します。

1) 効果的な市民啓発と情報提供

家庭ごみの分け方・出し方を解説した「分別大事典」を配布するとともに、留学生などの外国人を対象とした外国語版（英語・中国語・韓国語・ベトナム語）を作成します。また、SNS 媒体（X）を活用し、分別の意義や市民の取組みの効果、ごみ処理の状況などについて、より多くの市民が情報にアクセスしやすくなるようにするとともに、広く情報発信を行います。

さらに、環境局の職員が市民センター等で、家庭でできるごみ減量化や 3R の取組みなどをテーマに講演する「出前講演」を積極的に行っていきます。

【分別大辞典】



【ていたん X】



2) 幅広い世代への啓発（再掲）

これまでの紙媒体などを中心とした啓発に加えて、幅広い世代や地域団体、外国人市民など、それぞれの特性に応じた効果的なアプローチを重視した周知・啓発や行動変容を促していきます。

① デジタルコンテンツを活用した若年層への情報発信

SNS や動画のデジタルコンテンツを活用し、Z 世代や子育て世代などの若年層に対して、3R の実践方法を分かりやすく伝えることで、行動変容を促します。

【取り組み例】

○SNS を活用した動画配信や市民参加型キャンペーンの実施

若年層を意識したごみの減量・リサイクルの推進策の一つとして、アニメを活用した啓発動画の作成や、中学生が作成したコンポスト関係の動画（食品ロス削減の一環）を YouTube に配信します。また、子育て世帯や中高生向けのイベントで動画の放映やアンケート調査などを行い、ごみがどのような形で再び社会で活用されているのかを可視化することで、より一層、リサイクルへの理解と行動を促す取り組みを推進します。

【アニメによる啓発】



【中学生が作成した YouTube】

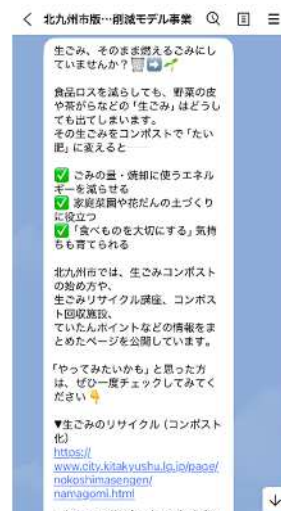


- プロスポーツチームの試合における啓発動画の上映や資源回収イベントの開催
プロスポーツチーム（ギラヴァンツ北九州、ライジングゼファー福岡）の協力により、選手が出演している啓発動画を作成し、試合会場で動画を放映するとともに、資源回収ブースを設け、啓発と回収した資源で製作した日用品等を配布するなど、今後もリサイクルの意義と必要性を市民に投げかけ、環境を意識した行動変容につなげる取り組みを行います。

○食品ロス削減のためのアプリ活用を推進

九州栄養福祉大学と協働で、食品ロス削減の取り組みへの理解を深めるためのツールとして、LINE を活用し、「イベント告知」、「食品ロス削減ワンポイントアドバイス」、「クイズ」、「AI 冷蔵庫診断」、「冷蔵庫写真コンテスト」、「AI による在庫食材からのレシピ提案」などのデジタルコンテンツを令和 7（2025）年度に開発しました。

今後は、このデジタルコンテンツを、LINE を活用したインセンティブ付与システム（下記③）に昇華させる予定です。



② 学校・市民団体・小売店と連携した多面的な推進

教育現場における環境学習の充実、市民団体による地域活動の支援、小売店との協働を通じて市民の行動変容を促し、地域全体での 3R 活動を推進します。

【取組み例】

○小学校での廃食用油回収および出前授業の実施

廃食用油の回収、リサイクル事業者が、10校程度の小学校を対象に環境学習や廃食用油を活用した石鹸づくりの実習を行い、廃食用油がリサイクル資源であることを啓発しています。



○市民団体と連携した生ごみコンポスト講座の拡充

本市が従来から行っている高倉式コンポスト講座に加えて、様々なライフスタイルに合わせたコンポストづくりが楽しめるよう、段ボールコンポストやLFCコンポストなどの講座も市民団体と連携して実施します。併せて、今後は放竹林の竹をコンポストの資材に活用した竹コンポストの講座も実施します。また、市民が作成したコンポスト堆肥を身近な施設で回収できるコミュニティコンポスト事業を行い、回収拠点を充実してまいります。

○小売店における店頭回収ボックスの設置拡大および啓発イベントの開催

スーパーなどの民間小売店によるペットボトルや古紙、紙パケットレイ、廃食用油などの回収が増えています。ついては、回収場所の情報提供を進めるとともに、さらなる回収増加に向け、既存の啓発イベントだけでなく民間事業者との協働イベントの開催を検討します。

③ 持続的な行動促進のためのインセンティブ制度の導入

3Rや地球温暖化防止など、市民の環境に関する行動変容を促進するため、環境活動へのポイント付与による、新たなインセンティブ制度の導入を検討します。

【取組み例】

○LINEを活用した環境活動へのポイント付与

市民に環境活動への理解と意識の醸成を図り行動変容につなげることで、一層のごみの減量・リサイクル、地球温暖化防止等の取組みを行うため、既存のていたんポイントの仕組みを見直し、デジタルコンテンツを用いた効果的なポイント制度（インセンティブの付与）の確立を目指します。

回収拠点への資源物の持込み、環境講座やイベントへの参加、環境関連施設の訪

問など、市民が環境を意識した行動を行うことに対してポイントを付与していくことを検討します。

3) ごみ出しルールの徹底とごみ出しマナーの啓発

ごみ出しルールについては、平成 27(2015) 年 4 月に北九州市環境審議会から受けた答申「ごみステーションのあり方について」に基づき、「ステーションの配置」、「地域への支援」、「指導及びPR」、「事業系ごみ対策」の 4 つの視点から具体的な施策に取り組んでいます。

ごみステーションの管理を市民全体で支えるためには、「ごみステーションはごみを出す人が清潔に保つ」という意識を共有することが重要です。ステーションの提示幕を活用し、地域コミュニティと連携しながら、ごみ出しマナーについて改めて啓発を行うとともに、防鳥ネットの無償貸与や集積容器の助成によるきめ細かな支援を通じて「管理しやすいごみステーション」の実現を目指します。

事業系ごみについては、資源化・減量化への誘導を図りながら、ステーションへの不適切な持ち出しに対する指導を再度徹底し、強化していきます。

4) グリーン購入の推進

「北九州市環境物品等の調達に関する基本方針」に基づき、市が調達する文具などの用品について、環境物品の導入促進を図ります。また、社会情勢等の変化に応じて、適宜、内容を見直します。

5) 環境物品の普及促進

環境物品の需要の拡大を図るため、環境ミュージアムやエコタウンセンターの常設展示コーナーなどで市民や事業者に広く紹介するほか、環境物品の販売拠点の充実を図ります。

(3) 地域コミュニティ・NP0・事業者の環境活動の推進

地域全体の市民環境力の向上にあたっては、市民の活動はもとより、地域コミュニティや NP0、事業者も主体的に環境活動に取り組むことが重要であり、このような活動を促進します。

1) 地域コミュニティや NP0 の活動支援

市民や地域団体、NP0 が取り組む古紙・古着の集団資源回収やまち美化活動、剪定枝や廃食用油のリサイクル活動、生ごみコンポスト化講座の開催などへの支援を行います。

2) 環境活動に関する表彰の実施

積極的に環境活動に取り組んでいる市内で活動する個人、市民団体、NP0、学校、事業者などを表彰し、こうした取組みを全市的な市民運動として推進していきます。また、表彰者の取組みを幅広く紹介することで、表彰者を応援し活動の拡がりを促すとともに、市民や事業者の環境意識の向上を図ります。

【環境衛生優良地区 or まち美化】



【環境にやさしい事業所感謝状※】



※エコアクション 21 認証、登録事業者の中で、他の事業者の模範となる優良な環境経営を実践している事業者に対し、感謝状を授与

3) 事業者の活動支援

食品ロスの削減に取り組むため、市民への食べ切り等を促す飲食店等を「残しま宣言応援店」として、あわせて、飲食店等において、食べ切り等に取り組む利用者を「食品ロス削減サポーター」として登録する制度も創設し、連携した支援を行います。（再掲）このほか、古紙・古着のリサイクルや廃食用油の回収の協力など、事業者の活動の支援を行います。

また、事業者がエコアクション 21 やまち美化等の環境活動に取り組むことを広報活動などにより支援します。

4) 事業者に対する講習会等の開催【再掲】

事業者の廃棄物処理に関する意識の醸成を図るため、条例対象事業所を対象に「廃棄物管理責任講習会」を実施します。

事業系ごみの現状と対策のほか、廃棄物の適正処理の意義、事業者の責務（果たすべき役割）に加え、効果的取組や先進的取組等を紹介し、事業所のごみの資源化・減量化を促します。

3 脱炭素社会、自然共生社会への貢献

(1) 廃棄物処理における脱炭素社会への貢献

廃棄物をめぐる問題は、私たちの身近な生活環境に関わる課題であるとともに、天然資源の枯渇や地球温暖化などの地球規模の環境問題にもつながっており、今後の社会経済状況の動向を見据えながら、循環型社会、脱炭素社会、自然共生社会づくりの取組みを統合的に進める必要があります。

具体的には、地球温暖化対策が喫緊の課題となっている中、国内外において脱炭素社会に向けた動きが加速しており、このような状況を踏まえて、廃棄物分野においても温室効果ガスの排出削減を進める必要があります。

また、持続可能な社会の実現にあたっては、豊かな自然環境や生態系のバランスを維持することが重要であり、未利用間伐材の利用等の国産のバイオマスの利用や適正な森林整備など、自然共生の考えを取り入れた取組みを進めていくことも求められています。

このため本市は、循環型の取組みをさらに推進するとともに、脱炭素社会、自然共生社会への貢献にも取り組みます。

1) ごみ減量化

ごみの減量化・資源化を推進し、廃棄物を焼却することによるCO₂の発生や、収集運搬や処理（焼却、埋立等）における燃料消費量の削減を図ることで、廃棄物部門から発生するCO₂量を抑制します。

2) プラスチック対策

化石燃料由来であるプラスチック類は、焼却時に多くのCO₂を発生することから、温暖化対策におけるプラスチックごみの削減は特に重要です。「プラスチックごみ対策（18 ページ参照）を進め、プラスチック類の焼却量を削減します。

また、家庭ごみ用等の指定袋やまち美化ボランティア袋にバイオマスプラスチック原料を使用することにより、石油由来のプラスチック使用量を削減し、環境負荷の低減を図ります。

3) ごみ処理における環境負荷対策

ごみ処理施設の更新時には、高効率発電設備や省エネルギー型機器を導入するなど、できるかぎり環境への負荷を低減します。

4) 施設の長寿命化対策の推進

財政負担を抑制しつつ、処理能力等の機能の維持・向上を図り、長寿命化を推進することで、ごみ処理施設の更新（建設）における温室効果ガスの削減に貢献します。

5) 廃棄物発電の有効活用

焼却時に発生する熱エネルギーを有効利用して発電し、電力会社等へ売電すること

により、発電時に発生する温室効果ガスの削減に貢献します。

6) 脱炭素社会の実現を見据えた先進事例の研究

焼却工場から排出される CO₂ の分離回収・活用や発電強化、廃熱利用などに係る新たな技術の導入の検討に向けて、先進都市の取組事例や技術革新の動向に係る調査・研究などを行います。

(2) 自然共生の推進

本市は、三方を海に囲まれ 200km を超える長い海岸線を有し、市域の約 4 割を森林が占めるなど、工業都市、産業都市でありながら豊かな自然に恵まれています。

これからもこの特徴を活かしていくために、ごみ処理施設や最終処分場の整備・利用にあたっては周辺の生活環境の保全や自然環境との共生に努めるほか、未利用間伐材や下水汚泥等のバイオマス資源の活用を推進します。

また、海洋プラスチックごみ問題を理解してもらい、個人でもできるプラスチックごみの削減の取組みを周知するなど、市民意識の向上を図ります（再掲）。

1) 廃食用油の回収 （再掲）

家庭で使用した廃食用油から生成したバイオディーゼル燃料（BDF）や発電用の燃料、航空機燃料（S A F）への活用を推進するため、市民周知や啓発に努めるとともに、市民センターをはじめ、スーパーや百貨店等に回収ボックスの設置を働きかけます。

2) 生ごみや剪定枝の資源循環

生ごみの堆肥化や剪定枝のチップ化などを推進し、資源循環を目指します。生ごみについては、都市部と農村部の地域特性を活かし、その堆肥で作られた農作物がスーパーなどで利用・販売されるような循環圏の構築を、民間事業者等と連携しながら進めます。

3) 下水汚泥の活用

下水汚泥から石炭などの代替燃料や肥料を製造し、市内で利用する事業を推進します。

4) 間伐材・伐採竹の利用検討

里地里山の再生を図るため、市内森林の適正管理、放置竹林伐採を行い、その際に生じる間伐材、伐採竹などの地域の資源をバイオマス資源として活用することで、資源の地域循環、脱炭素化、里地里山の保全、地域経済の活性化の達成に向けた検討を進めます。低質木材や林地残材等については、発電利用に供する木質バイオマスとしての活用を推進します。

5) 海洋プラスチックごみ問題に関する啓発（再掲）

市民にプラスチックごみ問題の現状を正しく理解してもらい、エコバッグやマイボトルの使用、プラスチックごみの分別の徹底、ポイ捨てしない・ごみ出しマナーをまもるなど、個人でもできる身近な取組みを様々な機会を通じて周知し、市民意識の向上を図ります。（詳細は、18 ページ「プラスチックごみ対策」参照）

（3）まち美化対策の推進

ごみのない清潔で美しいまちづくりを推進するため、「北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例」に基づき、まち美化促進区域の指定やまち美化推進員の選任などを行うとともに、まち美化に関する啓発事業を幅広く実施しています。

また、平成 20(2008)年 4 月から、「北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例」など、モラル・マナーアップに関する条例がスタートし、市民と事業者、行政が一体となって快適で住みやすいまちづくりに取り組んでいます。

1) まち美化意識の向上

「客引きゼロ」、「まち美化」、「除草・防草」を柱とし、官民連携による心地よく快適なまちづくりを目指す「北九州クリーンタウン」プロジェクトの一環として、市民、事業者、行政が協力・連携し、まち美化活動の強化に取り組めます。

毎年度実施している 5 月 30 日のごみゼロの日を中心とした清掃活動「“クリーン北九州”まち美化キャンペーン」や 10 月の「清潔なまちづくり週間」「市民いっせいまち美化の日」の施策の強化を図ります。

さらに、「ごみ拾い×楽しさ」など参加しやすい仕組みづくりで新たな参加層の拡大を図るとともに、活動成果を「見える化」することで、参加者が成果を実感でき、活動を継続するモチベーションの向上につながる取組を進めます。



ゲーム感覚ごみ拾い
イベント“清走中”

2) 市民活動の促進

まち美化活動団体や花づくり団体、道路サポーターや公園愛護会、河川愛護団体、事業者などとの連携を強め、その活動を支援することにより、地域の道路、公園、河川、海浜等の清掃など、市民の自主的なまち美化活動の輪を拡大します。

東日本の海岸では国内起因の漂着物が大半を占めているとの報告もあり、本市の散乱ごみ等も海に流出し、他の地域の漂着物となっている可能性もあります。河川・海浜清掃、散乱ごみの撤去やポイ捨て防止に向けたまち美化活動は、流出防止策にも効果を上げることになります。

3) 海岸清掃・陸域及び海域からのごみの流出防止

官民一体となったボランティア清掃活動を行うことで、海域へのごみの流出を防止するとともに、各管理者と市町村がそれぞれの垣根を越え、ごみの回収について連携することで、陸域や海域におけるごみの徹底回収を実現します。

ボランティア清掃活動を通じ、プラスチックごみによる海洋汚染の自然共生への影響を知ること、ごみのポイ捨てやプラスチックごみの排出抑制に繋がります。

(4) 海岸漂着物等の処理

海岸等に漂流・漂着する大量の廃棄物が、漁業や生活環境、景観に悪影響を及ぼしています。これらの中には、発生源が海外と思われる廃棄物も漂着しています。中には危険性が疑われる漂着物も存在することから、市民に対する危険性回避のため、定期的な回収、適正処理を行っています。

発生源が広域で、一自治体の対応だけで発生抑制を図ることが困難であり、漂着廃棄物の回収・処理には多くの人手や費用が必要となることから、特段の財政支援措置等を国へ要望しています。

1) 市内海岸に漂着する廃棄物の対策

海岸管理者と連携して、海岸のパトロールや漂着廃棄物の適正処理を行うとともに、市民の安全確保を図るため、市政だよりやホームページなどにより、適宜、市民への注意喚起を行います。

2) 国に対する要望

漂着した廃棄物の発生源が海外である場合も多いことから、国に対して特段の財政措置の実施や問題解決に向けた国際協力の推進など、引き続き要望していきます。

【回収したポリタンク】



（５）不法投棄防止対策

本市では、不法投棄が多い場所に、監視カメラや看板の設置及びパトロール等の防止対策を実施しています。

これらの取組みの結果、不法投棄件数や量は減少しているところですが、今後も不法投棄防止に努め、生活環境の保全を図っていく必要があります。

１）不法投棄通報員制度

平成 12(2000)年度から、不法投棄対策や環境保全に協力的な市民を「不法投棄通報員」として任命、日常生活で発見した不法投棄について本市に連絡してもらい、早期撤去につなげる事で、不法投棄の長期化・拡大化を防止しています。

２）不法投棄防止監視カメラ・啓発看板の設置

市内の不法投棄されやすい場所に監視カメラを設置しています。なお、カメラにより監視している旨を表示した看板を一緒に設置することで、抑止力の向上を図っています。

【啓発カメラと監視カメラ】



３）不法投棄防止パトロールの実施

不法投棄の未然防止・早期発見のため、平日だけではなく、多発地区を重点的に、土日祝日及び夜間・早朝を含めたパトロールを実施しています。

４）警察等関係機関との連携強化

警察や海上保安部等の関係機関と「北九州市廃棄物不法処理防止地域連絡協議会」を定期的開催し、情報交換等を行いながら、連携強化を図ります。悪質な不法投棄については、警察等の関係機関と連携して、投棄物の撤去など厳正に対処します。

５）民間事業者との連携強化

平成 29(2017)年 7 月にヤマト運輸株式会社と、また令和 2 年(2020)11 月に(公社)福岡県産業資源循環協会北九州支部と、それぞれ不法投棄物発見時の通報等に係る連携協定を締結しました。不法投棄物発見時の本市への通報による早期発見・拡大防止

に加え、「不法投棄監視中」等を記載したステッカーを事業活動に用いる車両に貼付して市内を走行してもらうことで、抑止効果を図っています。

【連携協定】



【ステッカー貼付車両】



6) 不法投棄市民通報システムの導入

令和8(2026)年度には、不法投棄の状況や位置情報、写真などを、スマートフォンなどを用いてオンライン上で簡単に通報できるようにする「不法投棄市民通報システム」を導入します。社会情勢の変化による不法投棄の巧妙化に対応するため、監視カメラやパトロールといった従来の取り組みと合わせて、よりの確に対応することで、「安らぐまち」の実現に寄与することを目指します。

(6) 生活排水の適正な処理

下水道処理区域外については、現在、単独処理浄化槽、し尿汲み取り又は合併処理浄化槽によって生活排水の処理を行っていますが、単独処理浄化槽とし尿汲み取りは、し尿のみを対象としていることから、生活排水が未処理のまま河川等に放流されています。

このため、下水道処理区域外の単独処理浄化槽、し尿汲み取り便槽からの合併処理浄化槽への転換を促進し、生活環境の保全を図っていくことが必要です。

1) 生活排水処理施設の整備

小型合併処理浄化槽を設置する方に対して設置費の一部の補助を行う、小型合併処理浄化槽設置整備事業（平成元(1989)年度開始）を引き続き推進し、浄化槽の整備を図ります。

また、生活排水対策の必要性や合併処理浄化槽の補助事業について、ホームページなどによる広報・啓発活動を実施します。

浄化槽の維持管理については、浄化槽管理者に対して計画的に指導を実施していくとともに、保守点検・清掃業者への適切な指導助言を行うことにより、適正な維持管理を進めます。

2) し尿の処理

下水道の普及などによりし尿収集世帯数は年々減少していますが、未だし尿の汲み取りに頼っている世帯もあり、今後とも、し尿収集は市民生活に欠かすことのできない業務として、逐次規模を縮小させつつも継続します。

3) 災害時の対策

大規模災害時には、避難所の仮設トイレや仮設住宅等からのし尿の発生が想定されます。また、処理施設や下水道管の被災等により、下水処理事業が中止または縮小を余儀なくされる事態も想定されます。

このような状況においても、北九州市災害廃棄物処理計画(令和元(2019)年6月策定)及び、災害時トイレ確保・管理計画(令和7(2025)年2月策定)に基づき、適正かつ迅速に処理を進めます。

4 「地消・地循環」を目指した環境産業の創出と環境国際協力・ビジネスの推進

(1) リサイクルを軸とした環境産業の創出・育成・支援

これまでのエコタウン事業の実績を踏まえ、次の事業展開について調査・検討を行い、リサイクル産業をさらに充実・発展させる必要があります。

技術開発支援や社会システムの整備を通じ、既存のエコタウン事業の支援やリサイクル産業の新規創出、高度化を進め、環境ビジネスを推進します。また、エコタウン事業の取組みについて、国内に留まらず海外も視野に入れて情報発信します。

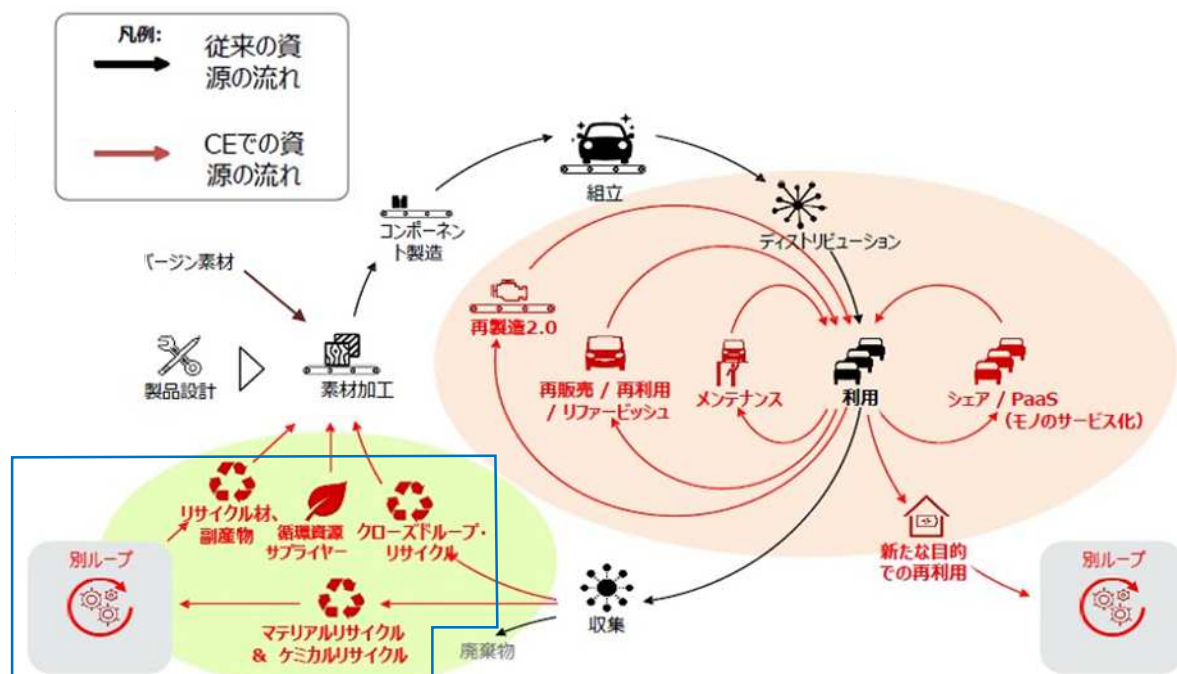
さらなる環境産業の振興について、共に考え共に行動する場として設置された「北九州市環境産業推進会議」を中心に、事業者、学術機関、行政などが連携してリサイクル産業の高度化などを推進します。

その中で、サーキュラー・エコノミー（循環経済）におけるリサイクル事業の位置づけや役割を明確に打ち出すことで、エコタウンのプレゼンスの向上や競争力の強化を図ります。

【環境産業・環境ビジネスの目指すビジョン】

エコタウンを中心としたリサイクル事業の推進により、「地消・地循環」を実現する循環型社会の構築を目指す。

(参考) サーキュラー・エコノミーの概念における北九州市エコタウンの位置づけ



出典：成長志向型の資源自律経済戦略の今後のアクションについて（経済産業省）

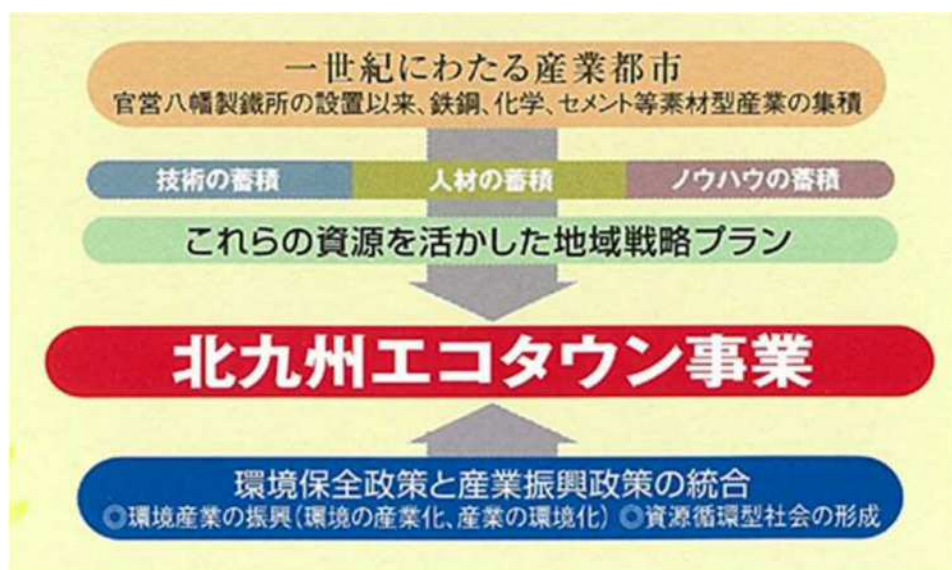
北九州エコタウン

(参考) 北九州市エコタウン事業～世界の環境首都を目指して～

エコタウン事業とは、ある産業から出るすべての廃棄物を新たに他の分野の原料として活用し、あらゆる廃棄物をゼロにすること（ゼロ・エミッション）を目指し、先進的な環境調和型のまちづくりを推進することを目的として、平成9(1997)年に国で創設されました。

北九州では、環境・リサイクル産業の振興を柱とする「北九州エコタウンプラン」を策定し、同年7月に国から承認を受け、北九州市全域において「北九州エコタウン事業」を推進しています。

現在、若松区響灘地区において、ペットボトルをはじめ、家電や食品廃棄物など、様々な資源のリサイクル事業が集積しており、循環型社会の構築を図っています。



【エコタウン事業のこれまでの成果】

各種リサイクル法に対応したもの及び独自に進出したものを合わせ、日本最大級の事業集積

■事業数：27事業（令和8(2026)年3月時点）

■実証研究数：68研究（令和8(2026)年3月時点）

(参考) サーキュラー・エコノミー

- 従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」のリニアな（線形）経済に代わる、製品と資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、廃棄物の発生を最小化した経済
- 従来の3Rを、持続可能な経済活動として捉え直したもの

1) 新たな技術や研究開発の推進

北九州学術研究都市との協働やエコタウン実証研究エリアの活用、環境未来ビジネス創出助成事業による補助など、本市の施設や支援制度を活用することにより、廃棄物処理やリサイクル、再生可能エネルギーに関する研究開発、実証などを促進し、併せて実証試験後の技術やサービスなどの社会実装を支援します。

また、サーキュラーエコノミーの新規事業化に向けて設置した「北九州循環経済ビジョン推進協議会」では、資源循環に取り組む本市や動静脈企業、大学などの連携による事業化を推進しています。

環境未来ビジネス創出助成

環境ビジネス創出と環境技術開発の支援

◆補助金概要

種類	対象分野	補助率	限度額
社会実装 	環境ビジネスの創出に向けた研究成果等の早期事業化に向けた取組	対象経費の 1/2～2/3	500万円
実証研究 	リサイクル技術、環境保全技術、省エネルギー技術等の研究開発		500万円
F S 	市場性及び経済性等の調査・研究 原材料の確保等に関する調査・研究		200万円

<対象経費>

原材料費、リース料、外注加工費、人件費、技術指導費、調査費など

◆これまでの採択事例

廃プラ・廃木材を使用した建材の製造

<機木材と廃プラ>

<木質建材>

廃電子基板からの貴金属回収

<廃電子基板>

<金など貴金属の回収>

2) 産業振興と環境保全の好循環

事業者が環境への取組みを効果的・効率的に行うための環境経営システムである「エコアクション 21」の取得を支援することにより、市内産業の環境経営を促進します。

3) 廃棄物の発生抑制（リデュース）に貢献する産業への支援

ものづくりの街である本市には、建物やインフラなどの長寿命化を実現するメンテナンスやリフォーム、廃棄物の発生抑制に貢献する非破壊検査等を行う企業も集積しています。これらの産業は、産業界から発生する廃棄物のリデュースに貢献する環境ビジネスとしての側面もあることから、技術開発や事業化、販路拡大などに関する支援・PRを推進します。

4) 研究機関の集積

廃棄物処理やリサイクルの技術・方法等について、より一層の事業化・高度化を図るため、北九州学術研究都市など市内の大学や研究機関等と連携しながら、廃棄物処理・リサイクルに関する研究や専門家育成に取り組んでいきます。

5) 高度リサイクルの推進

今後予想される再生可能エネルギー設備の大量廃棄に備え、太陽光パネルのリサイクルシステムの構築など、資源の有効活用と適正処理の確保に取り組めます。

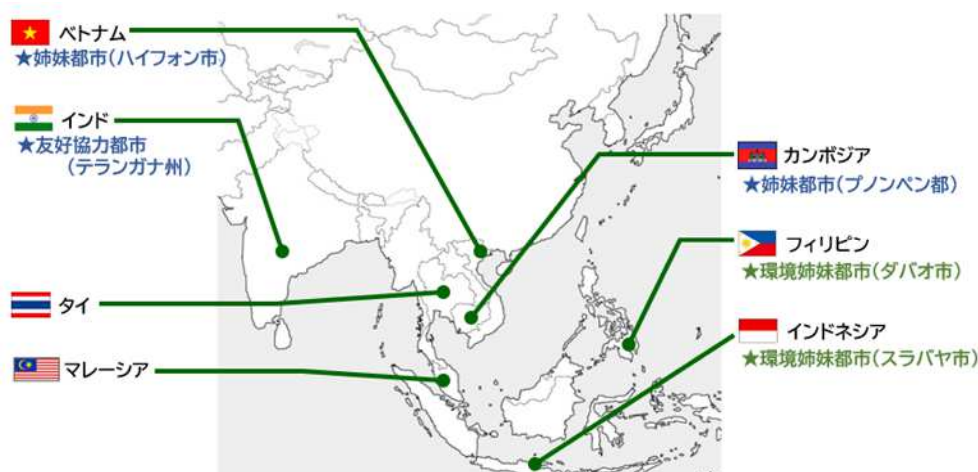
また、次世代自動車の増加や新たな部品・素材の使用が拡大する状況を踏まえ、レアメタルやプラスチックのリサイクルの研究支援などに取り組めます。

（２）環境国際協力・環境国際ビジネスの推進

北九州市は、公害克服で培った経験やノウハウを活かして、開発途上国において環境国際協力に取り組むとともに、これまで培ったアジア諸都市とのネットワークを活用し、本市に蓄積する廃棄物処理・リサイクル技術による技術・経済交流を図り、市内企業の海外ビジネス展開を支援します。

１）アジアカーボンニュートラルセンターを中核とした環境国際ビジネスの推進

国際技術協力や政策交流を通じて培ってきたアジア地域とのネットワークを活かし、企業による環境分野のインフラ輸出やスタートアップの海外展開の支援、国内外の様々なステークホルダーとビジネス面での接点を増やす取組を行い、国内関連企業の本市への集積、海外からの投資を呼び込むことで、環境国際ビジネスの拠点化を推進します。



【これまでの主な実績】

① ベトナム

北九州市とベトナム・ハイフォン市は、平成 21(2009)年の友好・協力協定締結後、水道分野の技術協力や市民文化交流など様々な分野での交流・協力を重ね、平成 26(2014)年 4 月に姉妹都市協定を締結しました。

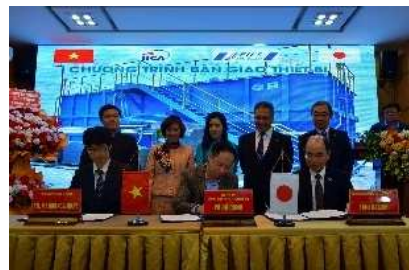
環境分野では、平成 26(2014)年度にハイフォン市のグリーン成長を促進する行動指針となる「ハイフォン市グリーン成長推進計画」の策定を支援しました。

また、現地のニーズに応じて、ごみの分別収集、生ごみの堆肥化や高濃度有機系排水処理システムの導入などの支援を、関係機関や市内企業と連携して行っています。

【生ごみの堆肥化支援】



【高濃度有機系排水処理システムの導入支援】



② カンボジア

平成 27(2015)年度の姉妹都市提携を機に、平成 28(2016)年度に「プノンペン都気候変動戦略行動計画」の策定を支援しました。

平成 28(2016)年度以降、現地のニーズに応じて、最終処分場の適正管理とごみの分別収集の改善などの廃棄物管理体制の整備や、省エネ設備・廃棄物油化設備の導入などの支援を、関係機関や市内企業と連携して行っています。

【現地政府との協議】



【北九州市での研修】



③ インドネシア

北九州市はインドネシア・スラバヤ市において、平成 16(2004)年から市民参加型の「生ごみのコンポスト化協力事業」を実施しました。当事業によってスラバヤ市の廃棄物量が 32%削減されるなど、市民の環境意識が向上しました。以来両市は着実に友好関係を築き、平成 23(2011)年 3 月に「戦略的環境パートナーシップ共同声明」の署名、平成 24(2012)年 11 月に「環境姉妹都市提携に関する覚書」を締結しました。

現地のニーズに応じて、一般廃棄物の分別リサイクルと生ごみの堆肥化、環境配慮型石けん系泡消火剤の導入などの支援を、関係機関や市内企業と連携して行っています。

【市内企業が整備を支援した分別・生ごみ堆肥化工場】

【環境配慮型泡消火剤の導入支援】



④ フィリピン

北九州市とダバオ市は、平成 26(2014)年に市内企業がダバオ市でフィリピン国内初となる廃棄物焼却発電施設導入に向けた調査を実施したことを機に、連携を開始しました。その後、ダバオ市における廃棄物管理能力向上支援事業を推進するとともに、さらなる両市の強固な友好関係を築くことを目的として、平成 28(2016)年 11 月に「戦略的パートナーシップにかかる共同声明」に署名、さらに平成 29(2017)年 11 月には、低炭素社会づくり、資源循環の仕組みづくり、両市職員の人材育成などについても協力関係を構築することを目指し、「環境姉妹都市に提携に関する覚書」を締結しました。

現地のニーズに応じて、生ごみの堆肥化や資源化物回収などの支援を、関係機関や市内企業と連携して行っています。

【現地でのワークショップ】



⑤ インド

令和5(2023)年9月、インドでエコタウン（リサイクル団地）整備を目指すインド環境関連企業「ラムキーグループ」は日本企業との技術提携等を目的に北九州市に日本法人を設立し、北九州市とラムキーグループはインド等での環境国際ビジネス推進のために連携協定を締結しました。

令和6(2024)年度から市内企業やラムキーグループ等と連携し、インド版エコタウンの整備をはじめとするインドにおける環境国際ビジネスを推進しています。

【インド環境関連企業との連携協定締結】



⑥ その他

マレーシア、タイ、その他のアジア諸国において、現地のニーズに応じて廃棄物管理改善や脱炭素化に向けた取組み、食品系廃棄物の堆肥化、廃棄物焼却発電・廃棄物油化設備の導入などの支援を、関係機関や市内企業と連携して行っています。

【市内企業がマレーシアに開設した循環資源製造所】 (廃棄物のセメント原燃料化工場)



2) 次世代循環資源・リサイクル拠点の形成

本市企業が有する、小型電子機器などの適正な廃棄物処理や高度なりサイクルシステムの、アジア諸国への展開を図ります。

3) JICA などを通じた、専門家の派遣や研修生の受入

JICA 九州や関係機関などと連携し、海外への専門家の派遣や海外からの研修員の受入れを行います。

(3) 市の事業活動における資源の循環利用の推進

環境産業拠点機能の充実を図っていくためには、さらなる廃棄物の資源化や下水汚泥の資源化等、さまざまな事業活動において資源の循環利用の取組みが進められることが必要です。

1) 下水汚泥の活用【再掲】

下水汚泥から石炭などの代替燃料や肥料を製造し、市内で利用する事業を推進します。

2) 環境に配慮した農林水産業の推進

堆肥などの再生利用可能な有機質資材の活用による土づくりや化学肥料・農薬の適量使用などの持続性の高い農業生産や地産地消を推進するなど、環境に配慮した農林水産業を支援します。

例として、食品廃棄物を堆肥化し、その堆肥で作られた農作物がスーパーマーケットなどで利用・販売されるような地域循環圏の構築や、間伐材などの地域の資源をバイオマス資源として活用することで、資源の地域循環、脱炭素化、里地里山の保全と同時に、地域経済の活性化の達成に向けた検討を進めます。

3) 建設リサイクルの推進

北九州市発注の公共工事に伴い発生するコンクリート殻などの建設副産物の発生抑制、再資源化、及び適正処理の徹底に取り組みます。また、公共工事で使用する建設資材については、「北九州市建設リサイクル資材認定制度」及び「北九州市建設リサイクル資材使用方針」を通して、リサイクル資材の利用促進を図ります。北九州市認定建設リサイクル資材については、令和8(2026)年4月時点で、15品目・25製品・51資材が認定されています。